

議員提出議案第 1 号

三木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

三木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり三木市議会会議規則（昭和 4 7 年三木市議会規則第 1 号）第 1 3 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 2 7 日

三木市議会議長 古 田 寛 明 様

提出者

三木市議会議員	堀	元 子
同	初 田	稔
同	西 垣	弘 志
同	松 原	久美子
同	大 眉	均

賛成者

三木市議会議員	大 西	秀 樹
同	泉	雄 太
同	又 吉	健 二

同	内 藤 博 史
同	板 東 聖 悟
同	おぎはら 吉 江

三木市条例第 号

三木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、三木市議会議員（以下「議員」という。）が三木市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における三木市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議員提出議案第 2 号

三木市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

三木市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり三木市議会会議規則（昭和 4 7 年三木市議会規則第 1 号）第 1 3 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

三木市議会議長 古 田 寛 明 様

提出者

三木市議会議員	堀	元 子
同	初 田	稔
同	西 垣	弘 志
同	松 原	久美子
同	大 眉	均

賛成者

三木市議会議員	大 西	秀 樹
同	泉	雄 太
同	又 吉	健 二

同	内 藤 博 史
同	板 東 聖 悟
同	おぎはら 吉 江

三木市条例第 号

三木市議会基本条例の一部を改正する条例

三木市議会基本条例（平成 2 5 年三木市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
（議会の運営） 第3条 （略） 2 （略） （議会報告会） 第 8 条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、<u>議会報告会</u>を年 1 回以上開催し、議会運営に反映します。	（議会の運営） 第3条 （略） 2 （略） <u>3 議会の会議運営を行うに当たり、会議への参加を妨げる社会的障壁等の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めます。</u> （市民への報告及び意見交換の場） 第8条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場を年1回以上開催し、議会運営に反映します。

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第 3 号

三木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり三木市議会会議規則（昭和 4 7 年三木市議会規則第 1 号）第 1 3 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

三木市議会議長 古 田 寛 明 様

提出者

三木市議会議員	堀	元	子
同	初	田	稔
同	西	垣	弘 志
同	松	原	久美子
同	大	眉	均

賛成者

三木市議会議員	大	西	秀	樹
同	泉		雄	太
同	又	吉	健	二

同	内 藤 博 史
同	板 東 聖 悟
同	おぎはら 吉 江

三木市条例第 号

三木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

三木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年三木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限）	（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限）

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) ～ (9) (略)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) ～ (9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ （略）

(2) ・ (3) （略）

3 （略）

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 （略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければ

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ （略）

(2) ・ (3) （略）

3 （略）

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 （略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただ

ならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) ・ (2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

し、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) ・ (2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 （略）
（利用停止請求の手続）

第40条 （略）

2 （略）

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 （略）
（利用停止請求の手続）

第40条 （略）

2 （略）

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15

条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書きに規定する改正規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。